

処 分 基 準

平成18年6月30日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第2項
処 分 の 概 要：車両の使用制限命令
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め： 自動車運転代行業の業務の適性化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の8（車両の使用の制限の基準）
処 分 基 準： 使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金の納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 合 せ 先：警察本部交通企画課(電話022-221-7171)又は警察署交通課
備 考：

別添 処分量定の基準

前歴の回数・放置違反金の 納付命令の回数 車両の種類	前歴なし			前歴1回			前歴2回 以上
	3回	4回	5回 以上	2回	3回	4回 以上	1回以上
大型自動車、大型特殊自動車又は 重被牽引車	30 日	40 日	50 日	60 日	70 日	80 日	3月
普通自動車	20 日	30 日	40 日	40 日	50 日	2月	2月
大型自動二輪車、普通自動二輪車、 小型特殊自動車又は原動機付自転 車	10 日	15 日	20 日	20 日	25 日	1月	1月